

# 倉敷市環境審議会（平成26年度第2回）議事録（要旨）

日 時 平成26年11月18日（火）

10：00～11：40

場 所 本庁2階 207会議室

出席委員 青江委員、天本委員、沖委員、田口委員、難波委員、野島委員、廣田委員、  
本郷委員、宮田委員、守安委員、八島委員、山本委員、吉田委員

事務局 環境リサイクル局 古谷局長

環境政策部 永瀬部長、小田次長

環境政策課 納所課長補佐、三宅係長、笠原係長、大山技師

土木部 平松部長

公園緑地課 森本課長、藤原主任

## 1 あいさつ（環境リサイクル局 古谷局長）

## 2 開会

（事務局）

それではこれから、平成26年度第2回環境審議会を開催いたします。本日、小田委員、片山委員、小林委員、竹内委員、時信委員、宮野委員の6名が所用のため欠席されておりますが、19人中13人の出席ということで定数の過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、条例第6条の規定によりまして、沖会長にお願いいたします。それでは沖会長よろしくお願ひします。

## 3 議事

（会長）

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。かなり冷え込みが厳しくなってまいりまして、紅葉も非常に美しくなったと思っておりますと、途端に木枯らしが吹いて、我々の岡山大学のイチョウ並木も、葉が落ちてしまったということで、四季の移り変わりは早いものだと思っております。

今日は、緑の基本計画策定の進捗状況について色々と皆さんでご検討いただくことになります。

それでは始めさせていただきたいと思いますが、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名委員をお願いいたしたいと思います。青江委員と野島委員にお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。本会議は公開としておりますが、本日は傍聴者はおられません。

#### （1）倉敷市緑の基本計画策定の進捗状況の報告

（会長）

それでは議事に移らせていただきます。今日は、議事は 1 題ということで、十分にディスカッションの時間があるということになります。「倉敷市緑の基本計画策定の進捗状況の報告」ということでございまして、まずは事務局の方からご説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

（事務局）

皆さんおはようございます。緑の基本計画の策定の事務局を務めております公園緑地課と申します。これより、緑の基本計画の策定について説明させていただきます。本日配布しています資料は、右上に資料 1 と書いたホッチキス止めした冊子と資料 2 のホッチキス止めした「アンケート調査結果」の冊子でご説明したいと思います。申し訳ありませんが座らせて説明させていただきます。

まず、計画の構成についてですけれども、資料 1 を見てください。目次が最初についております。倉敷市の概況である基礎データについては資料編として整備させていただこうと思います。これをもとに第 1 章の「緑の現状」を整理し、第 2 章で「倉敷市の緑の将来像」を示します。第 3 章では、「将来像を見据えた緑のまちづくり」の推進のための施策を示します。第 4 章では、地域特性や緑の現状を踏まえて 5 地域を設定し、地域別編を作成する予定でございます。本日配布した資料 1 で説明しますのは、序章と第 2 章の「4 計画の目標水準」及び資料編の「倉敷市の概況」となっています。

続きまして序章の方を説明する前に緑の基本計画の経緯についてご説明したいと思います。緑の基本計画ですが、以前は、岡山県が取りまとめ計画していました「緑のマスター プラン」がございました。これは主に公園の設置を目的としたもので、倉敷市の国庫補助事業による公園整備はこの「緑のマスター プラン」により計画されておりました。一方、水島工業地帯の公害問題により、昭和 49 年に「倉敷市自然環境保全条例」が施行されまして、その中で緑化計画の策定と実施について定められております。これを受けまして昭和 50 年度に第一次倉敷市緑化計画、10 年計画でございますがそれを策定いたしました。

この時点で、倉敷市では、公園の設置を主に目的とした「緑のマスター プラン」と緑の保全、推進を目的とした「倉敷市緑化計画」の 2 つの緑に関わる計画が存在することになりました。そして、平成 6 年に改正された都市緑地法の第 4 条にて、市町村が緑地の保全・緑化の推進のための基本計画を定めることができるようになったことと、平成 7 年度で第

二次倉敷市緑化計画が終了することから、平成 8 年度を初年度とします現在の「倉敷市緑の基本計画」が策定されております。

3 ページをご覧ください。「緑の基本計画」とは都市緑地法第 4 条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にする計画であり、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。また、本市では自然環境保全条例第 8 条において、市長による緑化計画の策定を位置付けております。3 ページ、4 ページの①②に、都市緑地法、倉敷市自然環境保全条例から抜粋した該当部分を添付しております。

4 ページの③位置付けですけれども、緑の基本計画の位置付けはそこに示す図のようになっております。緑の基本計画は倉敷市総合計画、国土利用計画を上位計画とするとともに、倉敷市都市マスターplan、倉敷市環境基本計画及び倉敷市景観計画等を関連計画として整合を図ります。また、策定の中で市民意向を反映させ、緑に関する具体的な整備計画、市民・事業者などと行政の協働によるまちづくりを進める、本市における緑の総合的な計画として位置付けられております。

5 ページをご覧ください。緑の基本計画の対象は市域全体です。地域区分は緑の特性、生活圏の広がり、歴史的な沿革、地理的条件などを踏まえ、次の地域を設定します。まず、庄・茶屋町を含めた倉敷地域、水島地域、児島地域、真備地域、船穂を含めた玉島・船穂地域、以上 5 地域を設定いたします。

6 ページをご覧ください。目標年次ですが、緑の基本計画は長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた方針を明確にするものであることから、概ね 20 年後の平成 47 年度を目標年度といたします。また、社会経済情勢の変化に対応し、計画の適宜見直しを行っていきます。

次に 6 ページ、緑の定義について説明します。緑の基本計画で対象とする「緑」とは緑地や植栽、緑化など全ての緑を対象とします。①に書いております緑被地とは緑で被われた土地、農地や山林を示します。②の緑地について、本計画では、緑の保全を目的とした法や条例により担保された永続性の高い緑地を対象とし、「施設緑地」と「地域制緑地」に区分します。

7 ページと 8 ページをご覧ください。施設緑地である都市公園は、都市公園法に規定された公園です。公共施設緑地は児童遊園や子ども広場、公園機能を補完する公開された学校など、公園緑地に準じる機能を有する施設を対象としております。民間施設緑地についても公園緑地に準じる機能を有する公共性及び永続性の高い施設であります。

次に地域制緑地ですが、主に緑の保全を目的とした法や条例等により担保された永続性高い市街地及び市街地周辺の緑地を対象とします。これは地域制緑地が緑が少ない市街地で緑を増やすことを目的とした概念であることから、一般的に水面水辺に加え、市街地背景となる斜面緑地などを指定する緑地保全地域とすることが多いですが、倉敷の場合、保

安林や自然公園が市街地周辺に位置するため、これらを地域制緑地として位置付けることを考えております。

次に9ページです。計画策定の背景ですが、本市では先程も経緯を説明したように平成8年5月に「倉敷市緑の基本計画ーくらしき花と緑のシンフォニー計画ー」を策定いたしました。その10年後の平成18年度には合併に伴う見直しによって「倉敷市緑の基本計画ーひと、輝くまち 倉敷。 水と緑のシンフォニー計画ー」として改定し、本計画に基づき緑の施策を展開してまいりました。こうした中で、現行計画の目標年次が平成27年度であり、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、更なる豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を今年度、来年度で実施することになりました。

策定には以下の視点で計画を策定いたします。1つは、緑を取り巻く環境の変化への対応といったとして、20年前に策定した公園や緑地を増やしたりする「量」の成長型から自然環境や市民との協働、普及啓発に視点をおいた「質」の成熟型への比重転換を図っていきます。2つ目は上位関連計画との整合として、倉敷市第六次総合計画、倉敷市都市計画マスターplan、倉敷市環境基本計画、倉敷市景観計画、また県の策定した都市計画区域マスターplanなどの計画に対して整合を図ります。3つ目は施策内容の見直しとしまして近年の人口減少、少子高齢化、厳しい行財政など、社会経済情勢を踏まえるとともに、現行計画の目標達成度や施策実施状況を踏まえた、実効性の高い計画への見直しを行います。

続きまして基礎資料となります倉敷市の現状について説明いたします。資料の10ページ程後ろの75ページをご覧ください。倉敷市の現状について調査しております。

まず自然的条件についてです。位置について、本市は岡山県南部に位置し、北は比較的なだらかな丘陵地、中南部は平野及び干拓地、南は瀬戸内海に面しております。市域は東西約26km、南北約28km、総面積354.73km<sup>2</sup>であり、丘陵地と高梁川などにより隔てられた倉敷、児島、玉島・船穂、水島、真備でそれぞれ生活圏が広がっています。

76ページの気象についてですが、本市は瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて穏やかな晴天が多く、温暖な気候であります。

77ページの水系についてですが、高梁川水系である一級河川が6本、倉敷川水系をはじめとする二級河川が14本流れ、その他小河川や用水、ため池などにより、水辺に恵まれております。

78ページの自然特性です。野生生物では市内に多くの野生生物が生息し、その中には岡山県内で唯一の自生地がある「ミズアオイ」、絶滅のおそれがある「スイゲンゼニタナゴ」など、「種の保存法」「環境省レッドリスト」「岡山県版レッドデータブック」等で希少種も数多く指定しております。

79ページの指定樹木では、本市では67本の巨樹・老樹が指定されております。

79ページ、80ページの植生自然度ですが、この資料は環境省の自然環境保全基礎調査の資料でございます。自然度とは、「土地に加えられた人為の影響の度合い」であり、植生自

然度は 10 ランクに区分されています。植生自然度の分布状況をみると平野部以外ではその多くが二次林で占められております。しかし、高梁川及び小田川河川敷では自然度がランク 10 の「自然草原」がみられ、ランク 9 の「自然林」も市内に点在していることが見受けられます。

続きまして 83 ページの農林業について説明いたします。本市では市域及び地区別ともに農家数が減少しております。農地転用の方をみても、年間 1000 件超で推移し、特に倉敷地区における農地転用が多く行われております。転用用途などから農家の減少と共に農地転用が行われ、宅地開発されている現状が伺えます。

84 ページには市民農園。市では現在 24 箇所の市民農園を開設しております。

次に社会的条件について説明します。85 ページの市域変遷及び地域区分では昭和及び平成の合併を経て、現在の倉敷市が構成されております。地域区分につきましては、先に示した通り、5 地区を設定しております。

86 ページ、87 ページです。人口・世帯について、国勢調査による平成 22 年度の総人口は 475,513 人、世帯数は 183,303 世帯。ともに増加傾向にあります。しかし、1 世帯当たりの世帯人員は 2.6 人で減少傾向にあり、核家族化の進展が伺えます。就業者数をみると第 1 次、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業が増加しています。本市の緑の根幹となる山林や農地を支える第 1 次産業の就業者数は、平成 22 年現在、4,490 人であり、昭和 60 年からの 25 年間で 6,330 人減少しております。

87 ページの年齢 3 区別人口では、0 歳～14 歳の年少人口及び 15 歳～64 歳の生産年齢人口が減少し、65 歳以上の老人人口が増加することから少子高齢化の傾向が伺えます。ただし、高齢化率は岡山県下で比べますと、岡山市に次いで 2 番目の低さとなっております。

88 ページの地域別の人口をみると、倉敷及び玉島・船穂地域は増加し、児島及び水島、真備地域では減少しています。地域別の年齢 3 区別人口をみると、倉敷及び水島地域の高齢化率が市平均を下回り、その他の地域では市平均を上回っております。

次に 89 ページの土地利用についてです。岡山県南広域都市計画区域に属する本市は、昭和 45 年に都市計画区域、昭和 46 年に区域区分が指定され、市域の 99.5% が都市計画区域、66.5% が市街化区域となっております。市街化区域内の用途の内訳をみると、本市の特徴として、43% が工業系用途となっております。

次に 90 ページの法適用現況をみると、風致地区や伝統的建造物群保存地区など各種の法適用区域が指定されております。

次に 91 ページの土地利用現況をみると、市街化区域では、宅地や道路など都市的土地利用が 83.2% と大部分を占め、農地や山林、水面などの自然的土地利用は 16.8% となっております。一方、市街化調整区域では自然的土地利用は 80.2% となっており、都市計画区域全体の自然的土地利用は 58.6% となっております。自然的土地利用とは、緑の基本計画で対象としております「緑」にほぼ相当しますので、本市は約 6 割の緑に覆われていると

言い換えることができます。

次に 92 ページの開発許可状況でございます。開発許可状況をみると、上の表の市街化区域では年間 60～120 件、面積に直しますと 15～29ha 程で推移しております。下の表の市街化調整区域内の全ての開発許可をみると、都計法第 34 条第 11 号、通称 50 戸連担による開発が年間約 300 件、面積に直すと 10ha を超え、近年は増加傾向にあります。市内では年々田畠の宅地化が進んでいることがわかります。

続きまして 94 ページから緑地・緑化の現況について説明いたします。まず、94 ページの緑被現況です。平成 25 年度の都市計画区域における緑被率は表で示しています 48.1% であります。平成 18 年から 7 年間で 1.4%、面積ですと 459ha 減少しています。この緑被率については、先ほど説明した緑被地の割合のことでありまして、緑被地はここでは農地、山林など緑で覆われた土地のことを示します。

次に 95 ページの緑地率です。上の表ですが緑の保全が担保された緑地の現況をみると、緑地率は市街化区域では 4.8%、都市計画区域では 16.7% となっております。また、下の表で市街化区域に隣接する緑地を含めると、緑地率は 33.1% となります。ここで隣接する緑とは、市街化区域において都市環境の保全や景観など緑の機能を享受するという観点から、市街化区域に隣接する緑地を含んでおります。ここで緑被率とか緑地率という言葉が出てきておりまして、イメージが湧かないかと思われますのでスクリーンの方をご覧ください。これに示していますのは市内の緑についてのイメージ図です。赤線で囲まれた範囲が都市計画区域、青線で囲まれた区域が市街化区域となります。その中に、緑として、山林や農地及び都市公園（都市公園は都市公園法で規定された公園）、公共施設緑地（都市公園以外で公園緑地に準じる機能を有する公共施設（例えば児童遊園、子ども広場、市民農園、港湾緑地、小学校、公園墓地））を対象としております。また、民間施設緑地（これは民間が設置する公共性及び永続性の高い施設です）、それに地域制緑地（主に緑の保全を目的とした法や条例等により区域が指定された永続性の高い市街地及び市街地周辺の緑地です。具体に言いますと風致地区でありますとか水面・水辺、瀬戸内海国立公園、保安林、県立自然公園）などこれらの緑地が市内に点在しております。

これが 94 ページの緑被地、緑被率を示しております。緑被地とは樹林や草地など緑で覆われた土地のことで、緑の基本計画では都市計画区域内の山林、農地がそれに相当します。この都市計画区域における緑被率が 48.1% となっています。

次の図が 95 ページの上の表の左であります市街化区域の緑地をイメージしたもので。青線で囲まれた市街化区域内にある都市公園、公共施設緑地、地域制緑地が対象となります。緑地の現況をみると、市街化区域では緑地率は 4.8% になっております。

次の図が 95 ページの上の表の右である都市計画区域の緑地をイメージしたもので。赤線で囲まれた都市計画区域内にある都市公園、公共施設緑地、地域制緑地、民間施設緑地が対象となります。緑地の現況をみると、都市計画区域では緑地率は 16.7% となっています。

次の図が 95 ページの下の表であります市街化区域及び隣接する緑地を含む緑地をイメージしたものです。青線で囲まれた市街化区域内にある都市公園、公共施設緑地、地域制緑地と市街化区域において、隣接する緑地は都市環境の保全や景観など緑として感じられるという観点から、市街化区域内ではありませんが周辺の地域制緑地を含めております。緑地率については、隣接する緑を含めて算出することが緑の基本計画では一般的とされています。緑地の現況をみると、市街化区域及び隣接する緑地では緑地率は 33.1%となっております。先程説明しました緑被率は主に市域全体を対象とした緑の量を主眼とし、緑地率は主に市街化区域を対象とした緑の量を主眼としております。

それでは資料の 96 ページです。都市公園につきましては都市公園の整備状況をみると、左上の表、都市計画区域では平成 25 年度末時点で 745 箇所が整備され、市民一人当たりの面積は 8 m<sup>2</sup> となっています。市街化区域では 558 箇所、市民一人当たり面積は 5.84 m<sup>2</sup> / 人となっております。97 ページの公共施設緑地をみると、平成 25 年度末時点で都市計画区域での遊園や子ども広場など 386 箇所、187.14ha が整備されております。

次に都市公園等です。97 ページの真ん中の表の都市公園と公共施設緑地をあわせた「都市公園 “等”」をみると、平成 25 年度末時点で 1,131 箇所、市民一人当たり面積は 11.87 m<sup>2</sup> / 人となっております。市街化区域の方では 838 箇所、市民一人当たり面積は 9.52 m<sup>2</sup> / 人となっております。なお、公共施設緑地は、都市公園に準じる機能を有し、これを補完するものと位置付けられていることから、一般的に緑の基本計画では公共施設緑地を含めた「都市公園等」の一人当たり面積を目標水準に位置付けております。

次に 98 ページの地域制緑地です。主に緑の保全を目的とした法や条例等により、永続性が担保された市街地及び市街地周辺の緑地である「地域制緑地」をみると、法による地域として風致地区、水面・水辺、瀬戸内海国立公園、保安林が 4,865.59ha 指定されております。条例等によるものとして、県自然公園条例、県立自然公園など、県自然環境保護条例による地域、田の口環境緑地保護地域など、また、県自然海浜保全地区条例による地域、これが沙美東自然海浜保全区域など、計 441.39ha が指定されております。

次に 98 ページ、99 ページの街区公園等の誘致圏では人口減少時代に突入し、成長型から成熟型の都市形成が望まれる現代におきまして、まちづくりも量でなく質の向上を図ることが重要となっております。都市公園においても継続的な公園整備により量を増やすだけでなく、利用満足度を高めるため質の向上を図ることが重要です。この観点から、歩いていける身近な公園の誘致圏の充足という視点がございます。ここでは市街化区域について、公園まで歩いていける身近な距離として 250m と設定し、それを満足している割合を示しました。①の街区公園のみの誘致圏 250m をみると、市街化区域で 49.9% です。③の街区公園の機能を補完する「児童遊園」「住宅遊園」「子ども広場」「近隣公園」「地区公園」を加えますと、市街化区域で 59.7% となっております。

続きまして、103 ページに目標値の達成状況ということで、現行の緑の基本計画で定めています目標値に対して、現時点の達成状況についてご説明いたします。現行計画で設定さ

れた目標値は大きく 2 つあります。1 つは緑地の確保目標として、市街化区域及びそれに隣接する緑地の面積及び割合が 3,700ha、31% とし、都市計画区域の緑地の面積及び割合が 10,900ha、31% としています。2 つ目は、都市公園等の整備目標として 1,662ha、一人当たり 35.5 m<sup>2</sup> としています。緑地の確保目標では、緑地の確保目標をみると、市街化区域では実績として 23.3ha の減少、達成率で言いますと -8.0%、都市計画区域で 31.6ha の減少、-0.8% の達成率と大きく目標を下回っております。これは現行計画、当初計画の時代はまだ量の確保の意識が高い時代であり、地域制緑地として新たに山林などを保全区域に指定することで、理想的な目標値を掲げておりました。現状としましては、新たな区域指定は色々な制約があり困難であったこと、また、都市公園は継続的に整備してきましたが、チボリ公園の閉園に加え、市民農園など各種施設の廃止などにより、緑地の減少という結果となりました。

次に、都市公園等の整備目標としまして、都市計画区域で面積が 14.18ha、一人当たり面積が 0.2 m<sup>2</sup>／人の増加となり、達成率は 0.7% であります。これについても大きく目標を下回っております。現行計画では大きく量を増やすため、河川区域を全て都市公園とするなど理想的な目標値を設定していましたが、現実的には困難がありました。この 2 点を踏まえて、また新たな計画では実現性を考慮した目標値を新たに設定いたします。

それでは資料 2 のアンケートを報告していきます。現在、最終集計の途中段階であるため、本日は 9 月 26 日時点の単純集計の報告となります。

5 ページ目のアンケートの調査概要です。調査対象は「一般の方」16 歳以上が 2,800 人、「市民モニター」16 歳以上が 861 人、「団体」が花とみどりの推進会議の構成団体であります「花の銀行支店長連絡会」、「緑化推進員連絡会」、「地区花いっぱい団体連絡会」の計 176 団体。あと「小学生」アンケートも行っております。8 地区から選んだ小学校 4 年生、301 人となっております。調査期間につきましては平成 26 年 9 月 16 日から 26 年の 10 月 10 日まで。市民モニターについては 9 月 18 日～9 月 28 日でございました。回収結果につきましては、9 月 26 日現在で一般が 24.9%、モニターは最終ですが 34.1%、団体が 39.8%、小学生が 68.9% となっております。最終的には 40% 前後になろうかと思います。それで 39 ページ以降にアンケートの調査票として、「一般用」アンケート、「団体」アンケート、「小学生」のアンケートを添付しております。続きまして 9 ページから説明させていただきます。回答者の属性についての調査です。10 ページの問 2 年齢についてですが、約半数の 46.4% が 60 歳代以上ありました。若干高齢者の意向が色濃いものの、バランスのとれた年齢層となっております。13 ページ問 4 です。居住年数についてお伺いしました。25 年以上が 71.8% と最も多く、次いで 15 年以上 25 年未満が 12.4% となっております。14 ページです。倉敷市全体の緑に対する印象についてお伺いしました。問 5 緑の量についてですが、「緑が非常に多い」、「緑が多い」を合わせますと 32.0% となりました。約 3 割の方々が緑の量に満足していることがわかりました。15 ページ問 6 です。緑の量の変化についてお伺いしています。「変化はない」が最も多く 45.1% でしたが、31.3% の方が「減ってい

る」と感じていることがわかりました。次に問7 緑の満足度について、「満足」、「やや満足」を合わせた満足側では、「山や丘陵地など森林の緑」が30.8%と最も多く、満足側と不満側を比べると、「山や丘陵地など森林の緑」、「社寺林などまちなかに残された樹林の緑」、「公園や広場の緑」では満足が不満を上回っていますが、その他の緑地では、不満が満足を上回っていることがわかりました。問9 あなたがお住まいの身近な地域の緑の量について、どのように感じますか?という質問です。「緑が非常に多い」、「緑が多い」を合わせると33.4%となり、約3割の方々が緑の量に満足していることがわかりました。市域全体でも同様の傾向となっていました。一方、小学生にも同じ内容のアンケートをとっています。「緑・水辺がとても多い」、「緑・水辺が多い」を合わせると64.8%となり、成人対象のアンケートの約2倍という結果となっていました。18ページの問10です。「あなたがお住まいの身近な地域の緑の量の変化」について、どのように感じていますか?ですが、「変化はない」が最も多く49.6%であります、35.4%が「減っている」と感じておりました。19ページ問11です。「以下の緑は開発や整備によって今後減少していくことも想定されます。これらの緑について、どのようにお考えですか?」ということで、緑地の保全について、全ての緑地で「守るべき」、「どちらかといえば守るべき」を合わせた保全側の割合が85%以上と高くなっています。20ページの問12です。「山林や農地は個人が所有するものが多くあります。そうした中で、適切に維持・保全していく方法について、どのようにお考えですか?」という設問です。「私有地なので行為の制限をするべきではないが、所有者と市が協力し、ボランティア活動などの枠組みをつくり、できる限りの維持管理を図るべき」が最も多く45.0%を占めています。結果から、私有地における行為の制限はできるだけしたくないが、市が何らかの方法で維持管理に関わり、保全を図ることが望まれていることがわかりました。続きまして21ページの問13です。「今後どのような公園が増えていけばよいと思われますか?」ということで、「散歩等ができる程度で、主に自然環境保全や景観向上を図るために公園」が最も多く40.1%を占めており、次いで「災害時の避難場所や拠点となる防災機能を備えた公園」が33.5%となっています。この結果から、環境や景観や防災への意識の高まりが伺えます。続きまして22ページ。これについては小学生の方だけお聞きしました。「身近な公園でどのくらい遊んでいますか?」で、公園の利用頻度を聞きました。「1ヶ月に数回くらい」が31.0%と最も多く、ほぼ同数で「1週間で1~2回くらい」が30.0%となっております。その一方、「1年間に数回くらい」、「ほとんど遊ばない」を合わせると30.0%と、あまり公園を利用しない小学生が約3割いることがわかりました。23ページの問14です。「身近な公園に必要な機能・施設は何ですか?」ということで、多かったのは「ベンチやトイレなど、誰もが休息できる施設」が49.8%、次いで「軽いスポーツや地域の集い、災害時は一時避難にも使える広場」が35.4%となっております。このように、休憩施設や広場等への意見が高いことから、身近な公園の利用について、子供だけでなく、大人の利用希望もあることがわかりました。24ページの問15です。緑化の満足度についてですが、全ての緑で増やしたい側の割合が65%を超えております。

特に「公園や広場の緑」では 84.2%となっております。25 ページの問 16 です。大規模敷地の緑化義務について、「まちなかの緑化を推進するため、比較的大きな敷地で新築・増築をする際に緑化を義務付けることについて、どのようにお考えですか?」という問い合わせまして、「緑化を義務付けるべき」が 46.3%と最も多くなっております。一方で、「緑化を義務付けるべきではない」は 38.6%であり、義務付けるべきとは 7.7%の差となりました。26 ページの問 17 「緑のまちづくりに重要なものは何ですか?」ということで、「日常的な公園や緑地の整備や維持管理を計画的に実施する」が 37.3%と最も多く、次いで「防災拠点となる公園、延焼防止となる植栽など安全・安心な緑を整備する」が 29.7%となっております。このことから、公園緑地のニーズは、維持管理含めて継続的にあり、加えて、防災機能の整備から、安全・安心に対する意識の高まりが伺えます。続きまして 27 ページの問 18 です。「緑のまちづくりの進め方について、今後、緑のまちづくり(維持・管理含む)をどのように進めていけばよいと思われますか?」については「行政が主体、市民や事業者が協力」が 35.9%と最も多く、「市民や事業者が主体、行政が支援」、「市民や事業者と行政が責任を持って役割分担」、「行政が主体、市民や事業者が協力」を合わせると 83.5%であり、市民や事業者が何らかの形で緑のまちづくりへ参加する必要性が高いと認識する方が多いことが伺えます。28 ページの問 19 です。緑化活動の展開に必要な行政の支援についてお伺いしております。「地域で緑を守り、育てるためのルールづくりや協定締結を支援する」が 50.2%と最も多く、次いで「講習会や勉強会、イベント等を開催する」、「苗木や花の配布・斡旋などの事業を推進する」となっております。29 ページの問 20 「まちづくり活動への意識について」ということで、「積極的に関わりたい」、「できれば関わりたい」を合わせると 61.8%がありました。まちづくり活動への意識の高さが伺えます。参加したいたい緑化活動についてもお伺いしました。「今後、どのような緑化活動に参加したいと思われますか?」ということで、「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」が 63.7%と最も多く、負担の少ない自宅での緑化活動に対する要望が高いことが伺えます。31 ページの問 19 です。ここからは「緑化団体」にお伺いしております。 緑化活動の満足度について、「満足」、「やや満足」を合わせた満足側が 42.8%、「不満」、「やや不満」を合わせた不満側が 12.9%であり、満足側が上回っております。32 ページの問 20 ですが、不満と答えた方に対して、活動に不満がある理由についてお伺いしております。最も多いのが「活動するための人材が少ない」が 55.6%、次いで「活動の機会や場所が少ない」が 22.2%となっております。続きまして 33 ページ問 21、同じく団体の方にお伺いしています。活動の展開方針について、「現在の規模で、これまで通りの活動を進めていきたい」が 70.0%と最も多く、拡大・維持を合わせると 84.3%と高い割合になっています。34 ページの問 22 「他団体との交流についてですが、「現在、交流活動はしていないが、機会があれば交流したい」が 55.7%と最も多く、一方で、「交流活動が必要とは考えていない」方が 27.1%となっています。35 ページの問 23 です。緑化活動の展開に必要な行政の支援についてお伺いしました。「苗木や花の配布・斡旋」が 44.3%と最も多く、次いで「緑化活動に対する助成」が 38.6%、「活動

の機会や場所、情報の提供」が 28.6%となっております。アンケート調査結果については報告は以上です。今後、アンケートの集計を含め、課題をまとめていきたいと考えております。

それではまた資料の 1 の方に戻っていただきまして、32 ページの計画の目標水準をご覧ください。資料 1 の 32 ページの計画の目標水準です。目標に用いる人口及び市街地等の規模ですが、人口は目標年度である平成 47 年度において、総人口 437,532 人、都市計画区域人口 437,500 人、市街化区域人口 356,800 人と設定いたします。将来人口につきましては「国立社会保障・人口問題研究所」の【日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月）】を用いました。区域規模につきましては、目標年度である平成 47 年において、都市計画区域 35,288ha、市街化区域 12,097.4ha と設定しております。

続きまして新たな緑の基本計画の目標水準ですが、1 つ目は、緑被率の目標です。年々減少している農地や山林の緑被現況や社会経済情勢を踏まえ、近年の緑被減少速度を半減させ、目標を平成 47 年で 46.0% に設定いたします。次に、緑地の確保目標ですが、緑地現況や都市構造、今後の緑地確保の実現性を踏まえ、市街化区域に対する緑地、隣接する緑地を含みますが、その割合を平成 47 年で現在の 33.1% が 33.2%、面積に直しますと緑地を 13ha 程増やすことを目標に設定いたします。

次に、33 ページの都市公園等の整備目標です。ここで訂正をお願いしたいのですが都市公園等の整備目標（1 人当たり面積）の表の 2 段書きの数字の下の部分です。単位が  $m^2$  / 人になっておりますが、ha / 人に直してください。都市公園の一番左の上ですと、8  $m^2$  / 人、下が 386.3 ha / 人。これが 6箇所一緒です。下を ha / 人に直してください。市内における都市公園の一人当たり面積を現況は 8  $m^2$  / 人を平成 47 年で 9.1  $m^2$  / 人、都市公園等を 13.5  $m^2$  / 人に増やします。次に身近な都市公園等に歩いていける地域の割合、誘致圏の充足率ですが、市街化区域内における身近な公園に歩いていける、250m 以内の割合を平成 47 年で 68.8% に増やします。34 ページのその他の目標としまして、道路や河川、都市公園、公共施設、民間施設の緑化目標を記します表のように設定いたします。下のところに書いてあります、緑化活動や普及啓発に係る目標として、芝生化や市民意識の増進、イベント回数や緑化団体数の増加を設定します。その他の目標といいますのは、関係部署と今後調整していくながら目標水準を設定をしていこうと思います。

それでは最後に倉敷市緑の基本計画のスケジュールということで A4 で 1 枚配っていただいているかと思いますが、今後のスケジュール（案）をつくってきましたので報告いたします。平成 26 年 8 月、緑の基本計画の策定について説明いたしました。9 月には市民アンケートの実施を行っております。11 月、今回の環境審議会で進捗状況の報告をさせていただきました。後でまた事務局の方からあるかと思いますが、年が明けて 2 月、環境審議会で進捗状況を報告したいと思っております。年度が変わりまして、平成 27 年 6 月では審議会の改選があることをお聞きしております。改選後、緑の基本計画について諮詢をしたいと考えております。8 月、10 月と審議をしていただきまして、11 月にはパブリックコメン

トの方を実施させていただき、平成 27 年末又は平成 28 年には環境審議会としての答申をお願いしたいと考えております。それを受けまして、平成 28 年の 3 月に新たな緑の基本計画の策定をしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

ちょっと長くなりましたが、緑の基本計画について事務局の方から説明させていただきました。

#### 質疑応答等

(会長)

どうもありがとうございました。なかなか量が多くて皆様消化不良なところもおありではないかと思いますが、ただいまからご意見・ご質問をお願いいたしたいと思います。資料 1、資料 2 別々にという考え方もあるのですが、含めてご一緒にご意見をお伺いした方がいいのかなと思っております。どこからでも結構ですのでどうぞお願ひいたします。

(委員)

基本的なことで、説明が今まであったのかもしれませんけれども、緑地率か緑被率の計算の時に、例えばグラウンドがあつて、芝生のグラウンドと裸のグラウンドで差というのは出てくるのでしょうか。それと民家の庭だと生垣だとベランダ、その辺の緑の率を求めるときはどういう出し方をされているのでしょうか。それと資料 1 の 32 ページの緑地の目標で、% と ha の値がちょっとおかしいんじゃないかなという気がするんですけど。

(事務局)

まず、緑の捉え方なんですけれども、緑の基本計画では市域全体の緑ということで、その緑につきましては植物、木とか花だけではなく、緑を含んだオープンスペースで考えております。今委員ご指摘のグラウンドについても、緑の基本計画では、公園緑地機能を持ったオープンスペースということで、グラウンドについても緑と考えております。

それと住宅の緑ですが、基本的には、数値で換算するのは永続性を担保された緑ということで、数字上は家庭の緑については計上していません。公園でありますとか、水辺でありますとか、保安林でありますとか、そういった担保された緑について数字上計上しております。

(委員)

緑地の目標で市街化区域及び隣接とかありますね。現況は 33.1% で 5,682.0ha ですよね。上の市街化区域の規模っていうのが 12,055 ha ですよね。そこの比率からいくと 40 数%になるんじゃないかなと思われるんですけど。そういう計算ではないんでしょうか。

(事務局)

これは市街化区域及び隣接した緑の面積が分母となっています。隣接している地域性緑地、具体的に言いますと風致地区でありますとか保安林、自然公園等の面積が含まれております。そのため、33.1%という数字になっております。

(委員)

そうしますと、今の考え方で行きますと、上空から見た緑化率という考え方だと思うんですけれども、特に民家とか私たちが住んでいる区域でいくと、真横から見た緑化、例えば最近は壁面の緑化だとか、緑のカーテンだとか、積極的に取り組んでいるところが多くあるんだと思うんですけれども、それをやることによって、32 ページの下の方にあるヒトアイランド現象で緑地率を 30%程度とすることが 1 つの目安と考えられています、というのがありますけれども、上からだけではなくて真横から見た緑化率という見方でみると面白いんじゃないかなと。いかがでしょうか。

(事務局)

横から見るということですが、今、緑化率、緑被率がありますが、緑視率という考え方もございます。それは定点の位置から、人間の視点に立って見た緑地、緑の比率を求める考え方ですけれども、倉敷市の緑の基本計画では現在のところは緑被、緑地など上から見た緑のカウントをしております。今後につきましては、考えていこうと思います。検討させてください。

(事務局)

すみません。先程の緑視についてはどちらかといえば細かい特定の部分について割合を測ることは可能ですが、全市的な割合を測ることは実際的に不可能ですので、そこら辺は今後考えさせていただきたいと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他に何かございますでしょうか。お願いいいたします。

(委員)

今回の計画策定の方ですけれども、違う面のところで緑を取り巻く環境の変化への対応ということで、量から質へ比重転換ということあります。例えば農地なんかですと耕作放棄地が出てくるような考え方、それから里山で竹林が増えたり、あるいは里山で薪炭を

採らなくて荒れているというような、そういうことに対する質というような考え方はされるのでしょうか。その辺のことを教えてください。

(事務局)

耕作放棄地と里山についてですけれども、今後検討する課題ではありますが、関係部署等々ありますので、調整しながら進めたいと思います。

(委員)

わかりました。緑ではあるんですけども、緑の質が変わってきているという文面でどういう考え方をされるのかな、というように思いましたのでお尋ねさせていただきました。

(会長)

ただいまのご意見に関連してですが、7ページにあります地域制緑地、その法による地域あるいは協定、条例等々が並んでいますけれども、今のお話にあります生産緑地地区等々ということにも関わってくるということで、この辺との整合性をとるのがかなり大変なことではないかと思いますし、逆に非常に重要なところと思って拝見していたのですが、いかがでしょうか。横の繋がりが非常に重要なパートになってくると思うのですけれども。

(事務局)

生産緑地の制度自体が、主に大都市圏で急速に都市化が進んでいるところ等で緑地を確保する手段、農地を確保する手段として活用されるという事例もあるのですが、倉敷市の場合は、生産緑地制度自体は取り入れる考えはございません。ただ、それ以外にも市街化調整区域内での農地の確保、それから50戸連担制度で、市街化調整区域内で開発が進められていたこともあったのですが、それも改めまして、市街化調整区域内でのそういう開発は抑制するようなことにもなっております。そこら辺も他部署と調整しながら考えていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。他には何かありますでしょうか。アンケート結果、感想でも結構です。よろしくお願ひします。

(委員)

先程の委員さんのお話に少しかかるんですけど、耕作放棄地だけではなく、竹が山に増えています。生坂の竹林に関わったことがあります、放棄されているので、孟宗竹が乱立していました。竹については竹炭にしたり、竹酢は最近消臭剤にしたり色々使われていて、それから抽出液はアレルギーに良くお風呂に入れると効果があるというので、結

構値段がするものも作られています。ところが竹林も、第1次産業の従事者が非常に少なくなつて放棄されています。しかし、このアンケートでも関わりたいという方が非常に多いですね。そういう関わりたいという人と需要と供給が一致すれば、保全にも繋がります。それから、一時的なものではなくて、山の管理がうまくできるようになるとという方向と、その役割分担も含めて、計画を作れたらいいんじゃないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

竹林のことについては私どもも把握していない部分もありますので、また関係部署等々と調整してみたいと思います。

(会長)

今でも、雑草ではなくとも、そこに生えていることが緑として効能がある、役に立つと、それともあんまりよろしくないのか、生えているぐらいなら緑がなくなった方がいいかというそういう悩ましいところもあって、ただ、これからは、新たに緑地を作るのではなくて成熟度を増すような緑地ということになると、結構その辺のところも精査しながら動いていかないと私は個人的には思っておりますが、また、色々とお考えいただければありがたいと思います。

(委員)

アンケートの27ページで、今後、緑のまちづくり、維持管理を含む、どのように進めていけばよいか、という話の中で、行政が主体ではあるんだけれど市民や事業者、色々協力をていきましょう、というような結果が多かったという報告をいただきました。私、市民環境委員会の方から市議会議員として出さしていただいているんですけども、よく市民の方から相談を受けるのが、公園に植えている樹木、それから道路に面している街路樹、こういうようなところが非常に伸び放題になっておってですね、非常に通行の妨げであったり、それから落ち葉が落ちてきて、それから民家にかかってきたたり、ということで非常に苦情が多いというか、何とかしてくれというようなお話をある中で、例えば地域の老人会であるとか、そういう方たちが、私たちに言ってくれれば刈ってあげるよ、伐採してあげるよという話があります。でもそれはボランティアで純粋にやってね、という風に市の当局の方はよく言われるんですけども、老人会とすればせっかくそこまでするんだから、せっかく集まって作業するんだからせめてお茶代ぐらいというかペットボトル何本か買うくらいのお金は負担して欲しいという相談が結構あるんです。言われるとおりで、市で行う際に、業者に頼んで委託料としてお金を払うぐらいなら、そういう民間の老人会とか町内会とかそういう人達がやるときにお茶代ぐらいを出した方が非常に経費的にも安くなるし、そしてまた地域の樹木という形で愛着が増えていくように思うんです。その辺の緑を

植えましょう、というのは計画的によくやるんだけれども、維持管理というのが非常に弱いように思うので、その辺をしっかりと今後考える必要があるのでは、と思っていたりするんですが、その辺の考え方がもしありましたらお聞かせください。

(事務局)

緑の維持管理というのは非常に大切なことでして、植えてもその後の管理が十分でできないないと、快適な生活環境というのは保てないとは思います。今、お話をあった公園の木、街路樹ということになりますと、結構背の高い木ということになろうかと思います。今、公園の管理、清掃とか背の低い木の剪定等は、地元の方で、市の方から委託料をお支払いして管理していただいている部分もあるのですが、背の高い木になると、やはり安全上の問題であるとか、技術的なものもありまして、なかなか地域の方にお頼みするのは難しいと思います。ですので、そういう高い木の剪定については市の方で直接業者の方に頼まざるを得ないと思います。ただ、地域の方でご協力いただけるようなことがあつたらお願いはしたいとは思っているのですが、それに対して、何か直接できる方法があるかというと、なかなか難しいという気はいたします。

(委員)

検討をしていただきたいと思います。

(会長)

ご意見を尊重して色々とお考えいただければありがたいと思います。

(委員)

32 ページの緑地の確保目標っていうことに少し関連するかとは思うんですけども、民間の住宅地に隣接する住宅そのものも含めて宅地、畠などが民間でどうしても管理ができなくなって、放置状態というか、自然に放置状態にある宅地などを、市になんとか買い取ってもらえないだろうか、みたいな相談を受けることがあるんですけども、買い取ることは非常にお金が必要としますので、耕作放棄地そのものを、市が何とか確保していくというような計画がおありでしょうか。

(事務局)

すみません。それに関しても直接我々公園緑地課の方で把握していない部分もありますので関係部署と調整しながら考えていきたいと思います。

(委員)

いわゆる自然に放置状態にある畠だとか、宅地だとかが非常に増えている状態に

あると思うんですね。今後も。今私は相談されたところも、1人娘と1人息子が結婚してどちらにも住宅が残ってて、おじいちゃんおばあちゃんたちが住んでいるところが残ってしまっていて、手に負えない状態ということで、できれば市にあげたいぐらいだ、とおっしゃるような状態があちこちで起こりつつあると思うんですけれども、積極的に市がそのことを管理していく、っていう計画ができるものかどうか、ということをお尋ねしたいんですが。

(事務局)

直接、今、この場ではわからない部分もありますので、お話を受けたことを他の部署等々一緒に協議していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。1部署だけでは解決できないことが色々出てきておりますので、どうぞ横の繋がりを持って、今後計画を進めていただけたらと思います。他には何かございませんでしょうか

(委員)

直接な要望ではないんですけど、玉島にも最近ここ2、3年のうちに素晴らしい都市公園が3箇所できました。それで本当に子どもたち、玉島の人だけでなく他の地区の人も行事なんかでもバスで来るぐらい立派な公園ができておりますので子供たちは非常に喜んでおります。こういう素晴らしい公園が出来るとは私たちはそんなに思っていなかったので急速に3箇所できましたのでありがたいことだと思っております。それと33ページにあります近隣公園に誘致の対象となっている250mというのはそれぞれの地域に割と小さい公園がいっぱいありますね。これに行く距離が250mぐらいの範囲であるんですか。それとも大きい都市公園は対象ではないんですよね。

(事務局)

今の言われている大きな公園3箇所できたと言われたのが区分で言うと近隣公園という区分になります。2ha程度の大きさの公園になります。250mというのはそれよりも少し小さいランクの公園ということで街区公園という公園になります。約2,500m<sup>2</sup>程度を標準とした公園になります。これへ歩いていける距離として誘致距離として250mというのを設定しております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。予定していた時間がきておりますので今日はこれぐらいにさせていただきまして、またお帰りになられましてから資料 1、資料 2 をお読みいただきまして、何かございましたら、事務局の方に問い合わせ、あるいはご意見を申し出ていただければありがたいと思います。それでは議事はこれで終わらせていただきまして、その他につきまして事務局から何かございましたらよろしくお願ひいたします。

#### 4 その他

(事務局)

今後の環境審議会の開催日程等について、ご説明をさせていただきたいと思います。本年度の環境審議会につきましては、あと 1 回開催させていただく見込みでございます。議題につきましては、環境白書のこと、また、本日と同様に緑の基本計画について策定状況の報告を差し上げる予定にしております。開催の時期につきましては 1 月下旬から 2 月中旬を考えております。なるべく多くの皆様にご出席いただきたいと考えておりますので早めのご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長)

ありがとうございました。次回開催が 1 月下旬から 2 月中旬ということでございます。よろしくお願ひいたします。委員の方から何かございますでしょうか。その他。よろしいでしょうか。では以上で議題の審議は終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。事務局へマイクをお返しいたします。

(事務局)

沖会長には議事進行をいただきまして、ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、環境政策部長の永瀬よりご挨拶を申し上げます。

#### 5 閉会 あいさつ（環境政策部 永瀬部長）

議事録承認

会長

神陽子



署名委員

青江洋



署名委員

野島淑子

